同志社大学大学院司法研究科

2018年度春学期末試験問題

科目名：○国際民事訴訟法

担当者：高橋宏司

持込参照：一切不可（「司法試験用六法」等を試験会場で貸与）

試験時間：90分

講評会：なし

第1問

日本に住所を有する日本人Xは、甲国に住所を有する甲国人Yに対して、日本で離婚調停を申し立てた。XとYは、Xが日本に移り住むまでは、甲国において同居していた。Xは、本件申立てに先立って、Yに電子メールを送り、離婚調停の申立ては、日本の裁判所においてすることができる旨の合意(「本件管轄合意」)を取ろうとした。人事訴訟法等の一部を改正する法律（平成30年法律第20号）が施行されていると仮定して、次の各小問の場合、本件調停事件について、日本に国際裁判管轄は認められるか。特別の事情による申立ての却下(家事事件手続法3条の14)の当否も含めて、検討せよ。

(1) 本件管轄合意が成立しなかった。(期末試験総点80点中10点)

(2) Yが電子メールを返信し、本件管轄合意が成立した。(期末試験総点80点中10点)

(3) Xの申し立てたのが、離婚調停ではなく、婚姻無効の調停であったとする。また、婚姻無効の調停については、日本の裁判所においてすることができる旨の合意がXとYの間に成立したとする。(期末試験総点80点中10点)

第2問

日本に本店を有する日本法人Xは、あるアニメのキャラクター（「本件著作物」）の日本および甲国における著作権者である。Xは、日本に本店を有する日本法人Tに対し、日本における本件著作物の利用を許諾している。甲国に本店を有する甲国法人Yは、日本に営業所や財産を有しておらず、日本において営業を行っていない。Yは、甲国から、国際郵便を利用して、Tに宛てて、「Yは、Xから本件著作物の日本および甲国における独占的な利用を許諾されており、Tが本件著作物を日本国内で利用する行為は、Yの独占的利用権を侵害する」旨の警告書（「本件警告書」）を送付し、本件警告書は、Tの本店に到達した。これを受けて、Tは、本件著作物の利用を中止するとともに、Xに対する毎月の利用料の支払を停止した。そこで、Xは、Yを相手取って、本件警告書により、Xの日本における営業が妨害されたとして、不法行為に基づく損害賠償を請求し、日本において訴え(「本件訴訟」)を提起した。Yは、日本および甲国における本件著作物の独占的利用をXがYに対して許諾する旨を記載した契約書(「本件契約書」)を証拠として提出したが、Xは、本件契約書は偽造されたものであると主張している。以上の状況の下で、次の各小問に答えよ。なお、各小問は、互いに独立している。

(1) 裁判所は、国際裁判管轄について、中間判決をすることとした。本件契約書が真正に成立したものと推定される(民事訴訟法228条４項参照)場合、本件訴訟について、日本に国際裁判管轄が認められるか。なお、特別の事情による訴えの却下(民事訴訟法3条の9)の当否の検討は不要である。(期末試験総点80点中25点)

(2) 本件訴訟の進行中に、Xは、請求を拡張し、日本および甲国における本件著作物の独占的利用権をYが有しないことの確認の判決を求めた。本件訴訟でされている損害賠償請求について、日本に国際裁判管轄が認められると仮定すると、本件訴訟について、日本に国際裁判管轄は認められるか。特別の事情による訴えの却下(民事訴訟法3条の9)の当否も含めて検討せよ。(期末試験総点80点中15点)

(3) 本件訴訟の提起に先立って、Yは、日本および甲国における本件著作物の独占的利用権を自らが有することの確認を請求し、Xを相手取って、甲国において訴え（「甲国訴訟」）を提起していた。甲国訴訟では、Yは、本件契約書を証拠として提出した。そこで、Xは、本件契約書に付された署名の真正性を争い、筆跡鑑定を申請したが却下された。また、この点についてYに有利な証言をした証人に対し、反対尋問を行う機会も与えられなかった。ほどなくして、Yの請求を認容する判決(「甲国判決」)がされ、確定した。本件訴訟において、Yは、甲国判決を援用して、Xの請求棄却を求めている。そこで、Xは、甲国判決は、偽造文書によって詐取されたものであり、日本では承認されないと主張した。これに対して、Yは、甲国判決の証拠評価の当否は、その承認に際して審査されえないと反論した。Xの主張の当否を論ぜよ。(期末試験総点80点中10点)